

証券コード2163
平成21年4月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西大物町5番2号
(本社 大阪市北区中之島三丁目2番
18号住友中之島ビル2階)
株式会社 アルトナー
代表取締役社長 関 口 相 三

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年4月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年4月24日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第47期(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.artner.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年2月1日から
平成21年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国発の金融危機を発端とする世界的な景気後退の局面の中、自動車業界や家電業界等の製造業において、円高や国内外の販売不振等の影響により、企業収益の予想は、大きく見直しを迫られております。また、多くの企業では、コスト削減を目的とした新規設備投資の見直しや新規採用の凍結、早期退職者の募集などの大幅なリストラクチャリングに着手し始めました。

このような状況の中、当社が属する技術者派遣業界においても、一部の顧客企業において、残業規制による労働工数の抑制や、契約期間満了後は継続契約を締結しない等の事象が見受けられました。

当社においては、積極的な新卒採用と中途採用を実施し、技術者の確保に努めるとともに、技術者教育の強化を図り、技術者としての付加価値を高めてまいりました。また、売上高確保を目的とし、派遣先母体数の確保のための新規顧客の積極開拓や、技術者単価アップのための技術者の派遣客先変更等を実施いたしましたが、顧客企業の急激な業績悪化に伴う技術者派遣へのニーズが大幅に変化してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、5,293,000千円（前期比8.0%増）となりました。利益面については、技術系社員増加に伴う人件費や、賃借料の増加による売上原価の増加、また、技術系新卒者の研修期間の長期化、管理部門の人員増加、新規顧客開拓強化のための営業力強化、優秀な人材確保のための採用力強化に伴う人件費等の増加による販売費及び一般管理費が増加したことにより、営業利益348,294千円（前期比23.0%減）、経常利益350,430千円（前期比14.5%減）、当期純利益198,774千円（前期比17.6%減）となりました。

(売上高の内訳)

業種別及び職種別の売上は、下記図表のとおりであります。

(業種別)

業種別 (産業分類)	売上高 (千円)	構成比 (%)
電気機器	2,646,390	50.0
精密機器	834,940	15.8
輸送用機器	792,658	15.0
情報・通信	418,296	7.9
機械	379,733	7.2
鉄鋼・非鉄・金属	68,722	1.3
商業	64,512	1.2
食品	52,701	1.0
その他製造	13,309	0.3
サービス	12,843	0.2
繊維・パルプ・紙	8,892	0.1
合計	5,293,000	100.0

(職種別)

職種別	販売実績(千円)	構成比(%)
機械設計	1,925,311	36.4
電気・電子設計	2,385,566	45.1
ソフトウェア開発	934,572	17.6
請負事業	46,963	0.9
その他の事業	585	0.0
合計	5,293,000	100.0

記載金額は、表示数値未満の端数を切捨て、構成比については小数点第2位を四捨五入にて表記しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において10,717千円の設備投資を実施いたしました。主な内容は、本社機能拡充及び営業力拡大に伴う建物及び工具器具備品の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (平成18年1月期)	第 45 期 (平成19年1月期)	第 46 期 (平成20年1月期)	第 47 期 (当事業年度) (平成21年1月期)
売 上 高(千円)	3,480,723	4,253,117	4,899,017	5,293,000
当 期 純 利 益(千円)	34,990	150,200	241,361	198,774
1株当たり当期純利益金額 (円)	212.50	883.68	298.30	225.39
総 資 産(千円)	1,497,294	1,703,515	1,774,443	1,742,425
純 資 産(千円)	293,857	520,485	917,325	1,036,914
1株当たり純資産額 (円)	1,749.15	2,662.33	1,040.13	1,175.77

- (注) 1. 平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。
2. 第45期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 1株当たり当期純利益金額は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

円高や消費不振による製造業の業績悪化を受けて、当社においても例外なく、顧客企業からの技術者単価の見直し要請や、派遣労働時間の短縮指示、または、契約期間満了と同時に契約終了という事例もでてきております。このような状況ではありますが、当社は、技術品質の向上とともに業容拡大にも取り組んでまいります。

そのための経営課題としては、質の高い新卒技術者の積極的採用、中途採用による高いスキルを持った技術者の採用強化のために全国展開を図り、各地域の顧客要望獲得のため、新規開拓を強化し、ソフトウェア開発の販路の拡大と人材登用により、効率的な業務運営に努め、業績のさらなる向上と長期安定的な経営基盤の構築が必要であると考えております。具体的には、次の対策を図ることで上記の課題に取り組んでまいります。

① 技術者の確保

当社の採用は、採用の拠点であるエンプロイメントセンターを東京・大阪・広島・福岡に配置し、新卒者は大学教授との親交を深めることによる、先方からの紹介を基本に安定的な採用につなげております。また、中途採用者は、技術系大学卒業の既卒者・第二新卒者及び経験者に対してハローワーク等を活用し、さらに新卒者を含む求人ウェブ等の強化にて、質・量ともに充実した技術者の確保を図ります。

② 技術キャリアアップのための人材育成推進

顧客満足を主眼に、長年積み重ねた経験と顧客ニーズを基本として構築した技術者のレベルアップシステムに基づき、東京・名古屋・大阪の各テクニカルセンター（教育研修拠点）において人材育成を推進しております。特に技術者のキャリアアップを目的に、所属する設計職種 of 専門スキルの習得を基本として、業務に直結した実務レベルの技術研修分科会を設計職種ごと階層ごとに各地区において開催しております。また、全社員向けの研修会として能力開発セミナーを技術力パワーアップ講座と人間力パワーアップ講座を組み合わせて開催し、管理職者には管理能力アップを目的とした人間づくり研修も開催しております。さらに、技術情報の収集と蓄積を目的とした技術交流会（産学連携）等も実施しております。これらの研修等を通じて技術力のみならず、ヒューマンスキルを含む両面での技術者の品質維持・向上に努めてまいります。今後もさらに「エンジニアサポートカンパニー」として、人

材育成の推進を強化してまいり所存であります。

③ 顧客基盤の拡充のための営業力強化

当社は、今後一層の業容拡大を図るため、特定の業界・特定の企業動向に左右されない安定した収益確保に対応した顧客基盤を構築することが課題となります。そのため、的確に顧客ニーズへの対応をすべく、宇都宮・東京・横浜・名古屋・大阪・福岡に営業拠点を構え、顧客企業とのリレーション強化を図っております。また、特定の顧客企業や業種に依存しない体制構築と、東北・北海道地区、九州・中四国地区に対して新規エリア開拓の営業力強化を図り、さらなる顧客基盤の拡充に努めてまいります。

④ 業務請負契約による事業拡大の基盤構築

当社は、中核事業であります技術者派遣事業の拡大を推進するとともに、育成事業として平成20年5月より請負事業を新たに開始いたしました。請負事業においては、技術者派遣事業との関係を強化することで、様々な顧客ニーズに対応することがより一層可能となります。さらに、当社の設計ノウハウの流出を防止し、技術力の蓄積にも大きく貢献することから、請負事業を今後の事業拡大の重点戦略と位置付け、基盤構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年1月31日現在）

当社は、機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の人材派遣・請負業務及び人材紹介事業を業務とし、関東地区、関西地区、中部地区に5事業所をおき、事業展開を行っております。当社のテクニカルアウトソーシング事業は、顧客企業から設計開発の業務要請に応じ、「派遣契約」と「請負契約」を締結して行っております。派遣契約は、「労働者派遣法」に基づき、顧客企業との契約期間（3・6・12ヶ月）により個別に対応しております。また、顧客企業から依頼のある正社員雇用の要望に対しては、「職業安定法」に基づき有料職業紹介事業にて対応させていただいております。

(6) 主要な事業所 (平成21年1月31日現在)

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 北 区
東 京 本 社	東 京 都 港 区
東 部 事 業 所	東 京 都 港 区
横 浜 事 業 所	横 浜 市 西 区
中 部 事 業 所	名 古 屋 市 中 村 区
西 部 事 業 所	大 阪 市 北 区
宇 都 宮 事 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市

(7) 使用人の状況 (平成21年1月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
812名	87名増	28.1歳	4.2年

(注) 使用人数は就業人員数であり、登録社員数及び役員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成21年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	91,670千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	22,500千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,100千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成21年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 882,000株
- (3) 株主数 461名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
関 口 相 三	438	49.7
アルトナー従業員持株会	158	17.9

(注) 出資比率は自己株式（100株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社の役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役	2名 一名 一名
発行決議の日	平成17年6月17日
新株予約権の数	915個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,660株（注）3
行使価額	650円
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の消却の事由及び条件	（注）2
有利な条件の内容	無償
行使期間	平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

（注）1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、会社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、会社と対象取締役との間で締結する「株式会社アルトナー 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の消却の事由及び条件

- ① 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - ② 本新株予約権は、本新株予約権者が新株予約権の行使条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。
 - ③ 本新株予約権は、所定の付与契約書の権利喪失事由に該当し、権利喪失した場合にはその新株予約権を消却できる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。なお、所定の付与契約書の権利喪失事由とは、本新株予約権者及び権利承継者が、禁固以上の刑に処せられた場合、会社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合、会社以外の労働者派遣業を目的とする会社の役職員に就任した場合（会社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）、会社所定の書面により、本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合、または本新株予約権者の相続人が相続発生日から10ヶ月、付与契約書に定める手続きを行わなかった場合、権利行使期間中に権利承継者が死亡した場合をいう。
3. 平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成21年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	関 口 相 三	
常務取締役	奥 坂 一 也	事業統括本部長
取 締 役	張 替 朋 則	管理本部長兼経理部長
取 締 役	江 上 洋 二	人材開発本部長
常勤監査役	市 川 邦 彦	
監 査 役	横 田 成 昭	
監 査 役	金 井 博 基	金井税理士総合事務所 所長 株式会社継栄クリニック 代表取締役

- (注) 1. 監査役市川邦彦、横田成昭及び金井博基の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役金井博基氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	4	67,890千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	16,950千円 (16,950千円)
合 計 (うち社外役員)	7 (3)	84,840千円 (16,950千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
- ・ 監査役金井博基氏は金井税理士総合事務所所長及び株式会社継栄クリニック代表取締役を兼務しております。なお、当社と当該会社との間には取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 市川 邦彦	当事業年度に開催された取締役会34回、監査役会12回全てに出席いたしました。 取締役会において、常勤監査役の立場から情報収集と監査環境の整備充実に努めるとともに、意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 横田 成昭	当事業年度に開催された取締役会34回、監査役会12回全てに出席いたしました。 取締役会において、大学の教授職経験者として、幅広い実績と識見に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 金井 博基	当事業年度に開催された取締役会34回、監査役会12回全てに出席いたしました。 取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に「内部統制システムの構築に関する助言業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成20年12月11日開催の取締役会決議により内容を一部改正いたしました。その決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱を禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- ③ 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

(2) 財務報告の適正性を確保する体制

- ① 取締役及び従業員は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- ③ 内部監査室は、財務報告の適正性を確保する体制の運用を監査しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務に係る情報・文章は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- ② これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括して管理するための体制を明確にしております。
- ② 当社は、同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- ③ 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会とし、第2回を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしております。
- ② 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌（職務権限）明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。
- ③ 取締役、各本部長を主な構成員とする経営会議を設置して毎月2回開催しております。経営会議は、定時取締役会付議事項の討議、諮問、月次業績管理を実施し、業績取締役会への報告・提案の取り纏めを行っております。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 該当する親会社及び子会社はございません。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任しております。
 - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要としております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役の報告に関する体制
- ① 取締役会の他、経営会議等重要な会議に監査役は出席しており、取締役から業務執行状況の報告を受けております。
 - ② 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役及び内部監査室長は監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
 - ② 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について要請をしております。
 - ③ 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
 - ④ 監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

(10) 反社会的勢力による被害防止のための基本方針

当社は、反社会的勢力による被害防止のための基本方針を以下のとおり定め、健全な企業経営を実践します。

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段を持って毅然とした態度で対応します。
- ③ 当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- ⑤ 当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ⑥ 当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対応するための社内体制

- ① 当社は、管理本部長の下、対応統括部署として総務部が反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- ② 当社は、弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- ③ 当社は、総務部において管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- ⑤ 当社は、総務部が社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

本事業報告書上の記載金額及び株式数等は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,415,843	【流動負債】	560,105
現金及び預金	662,971	1年以内返済予定長期借入金	45,592
受取手形	13,142	1年以内償還社債	50,000
売掛金	546,863	未払金	182,482
仕掛品	3,565	未払費用	26,445
貯蔵品	1,261	未払法人税等	63,755
前払費用	19,172	未払消費税等	53,665
繰延税金資産	71,821	預り金	10,447
未収入金	84,698	賞与引当金	127,142
その他	16,147	その他	574
貸倒引当金	△3,800	【固定負債】	145,405
【固定資産】	326,581	長期借入金	71,678
【有形固定資産】	106,586	退職給付引当金	69,281
建物	29,939	その他	4,446
構築物	101	負債合計	705,510
工具器具備品	9,705	(純資産の部)	
土地	66,839	【株主資本】	1,036,970
【無形固定資産】	27,277	【資本金】	237,087
ソフトウェア	25,623	【資本剰余金】	167,137
電話加入権	1,654	資本準備金	167,137
【投資その他の資産】	192,717	【利益剰余金】	632,945
投資有価証券	681	利益準備金	10,460
出資金	1,250	【その他利益剰余金】	622,485
長期前払費用	605	別途積立金	40,000
繰延税金資産	29,479	繰越利益剰余金	582,485
保証金	155,286	【自己株式】	△200
その他	5,846	【評価・換算差額等】	△55
貸倒引当金	△432	【その他有価証券評価差額金】	△55
資産合計	1,742,425	純資産合計	1,036,914
		負債・純資産合計	1,742,425

損 益 計 算 書

（平成20年2月1日から
平成21年1月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,293,000
売 上 原 価		3,697,978
売 上 総 利 益		1,595,021
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,246,727
営 業 利 益		348,294
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	449	
そ の 他	6,821	7,271
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,233	
社 債 利 息	942	
そ の 他	1,959	5,135
経 常 利 益		350,430
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,046	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	999	2,046
税 引 前 当 期 純 利 益		348,384
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	129,315	
法 人 税 等 調 整 額	20,294	149,609
当 期 純 利 益		198,774

株主資本等変動計算書

（平成20年2月1日から）
（平成21年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金	
平成20年1月31日残高	237,087	167,137	10,460	40,000	463,084	513,544
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△79,373	△79,373
当期純利益					198,774	198,774
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	119,400	119,400
平成21年1月31日残高	237,087	167,137	10,460	40,000	582,485	632,945

	株 主 資 本		評価・換算差額	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年1月31日残高	△149	917,620	△295	917,325
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△79,373		△79,373
当期純利益		198,774		198,774
自己株式の取得	△51	△51		△51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			239	239
事業年度中の変動額合計	△51	119,349	239	119,589
平成21年1月31日残高	△200	1,036,970	△55	1,036,914

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法

② 貯蔵品

個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～26年

工具器具備品 4～10年

（追加情報）

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき必要と認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

48,540千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	882,000株	一株	一株	882,000株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	69株	31株	一株	100株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月25日 定時株主総会	普通株式	79,373	90	平成20年1月31日	平成20年4月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年4月24日 定時株主総会	普通株式	70,552	利益剰余金	80	平成21年1月31日	平成21年4月27日

(4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式

5,720株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	51,670千円
未払事業税否認	5,783千円
未払費用否認	6,655千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	28,155千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,544千円
土地減損否認	8,331千円
前払金否認	6,167千円
その他	1,730千円
繰延税金資産小計	110,038千円
評価性引当額	△8,737千円
繰延税金資産合計	101,301千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担額との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	29,924千円	17,476千円	12,447千円
ソフトウェア	5,098千円	1,019千円	4,078千円
合計	35,022千円	18,495千円	16,526千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	7,019千円
1年超	9,654千円
合計	16,673千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	9,384千円
減価償却費相当額	9,067千円
支払利息相当額	209千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,175円77銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	225円39銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(退職給付会計に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	△331,571千円
②年金資産	256,437千円
③未積立退職給付債務 (①+②)	△75,134千円
④未認識数理計算上の差異	5,853千円
⑤退職給付引当金 (③+④)	△69,281千円

(3) 退職給付費用に関する事項

①勤務費用	36,325千円
②利息費用	4,626千円
③期待運用収益	△11,267千円
④数理計算上の差異の費用処理額	△28,818千円
⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	866千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	1.5%
③期待運用収益率	3.5%
④数理計算上の差異の処理年数	5年

(発生の翌事業年度から定額法により費用処理することとしております。)

記載金額は、表示数値未満の端数を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年3月9日

株式会社 アルトナー

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 伯 剛 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 近 藤 康 仁 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルトナーの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

第47期 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、コンプライアンス・リスク管理会議のメンバー、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について通知もしくは報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を維持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条の各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議は相当であり、また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年3月11日

株式会社アルトナー	監査役会
常勤監査役（社外） 市川	邦彦 ㊟
非常勤監査役（社外） 横田	成昭 ㊟
非常勤監査役（社外） 金井	博基 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第47期期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当を金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,552,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年4月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が、平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> 当会社は、单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～3. (条文省略)</p> <p>4. <u>第10条</u>に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株主の権利)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>次条</u>に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社において<u>は取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第14条～第51条 (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	関口 相三 (昭和39年12月31日生)	昭和58年6月 株式会社メイテック入社 昭和63年4月 株式会社大阪技術センター (現当社) 入社 平成5年3月 当社取締役経営企画室長 平成10年2月 当社取締役副社長 平成14年2月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	438,500株
2	奥坂 一也 (昭和30年9月3日生)	昭和53年4月 株式会社大阪技術センター (現当社) 入社 平成5年10月 当社第3事業部長 平成14年2月 当社常勤監査役 平成16年4月 当社常勤監査役退任 平成16年4月 当社常務取締役人材開発部長 平成19年2月 当社常務取締役人材開発本部長 平成19年4月 当社常務取締役事業統括本部長 平成21年3月 当社常務取締役能力開発本部長 (現在に至る)	18,900株
3	張替 朋則 (昭和29年5月24日生)	昭和53年4月 東洋紡インテリア株式会社入社 昭和57年3月 株式会社大阪技術センター (現当社) 入社 平成2年3月 当社関東事業部長 平成3年3月 当社取締役 平成5年3月 当社常務取締役総務部長 平成19年2月 当社常務取締役管理本部長 平成20年5月 当社取締役管理本部長 (現在に至る)	32,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の 株 式 数
4	江 上 洋 二 (昭和33年9月26日生)	昭和56年4月 株式会社大阪技術センター (現当社) 入社 平成19年2月 当社人材開発本部能力開発部長 平成19年4月 当社取締役人材開発本部長 (現在に至る)	4,796株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上